

佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成29年3月21日

佐賀県後期高齢者医療広域連合

監査委員 久保英継

監査委員 大島恒典

佐広域監 第 42 号  
平成 29 年 3 月 21 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 横尾俊彦様

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会  
議長 武藤恭博様

佐賀県後期高齢者医療広域連合  
監査委員 久保英継  
監査委員 大島恒典

平成 28 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条第 4 項の規定により平成 28 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について、別添のとおり提出する。

## 平成 28 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

### 1 監査の対象

平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 11 月 30 日までに執行された事務

### 2 監査の期日

平成 29 年 1 月 31 日

### 3 監査の方法

事前に執行部局へ関係調書の作成及び提出を求め、これに基づき事務の執行管理に伴う関係書類や諸帳簿類を検査するなどして書面による監査を行うとともに、当広域連合の事業実施内容など運営全般も含め、関係幹部職員等に対し、事情を聴取して実施した。

### 4 監査の内容

予算執行、会計、契約及び財産管理等の事務処理状況について監査した結果、法令等に基づいて概ね適正且つ合理的に執行されており、不正、不当なものは認められなかった。

なお、監査の過程において疑義が生じた場合については、質疑等により随時確認を施し、是正や改善することが望ましい軽微な事項については、口頭により関係幹部職員等へ見直しを行なうよう指導助言した。